

(庶ろ-15-B)

令和3年4月2日

高等裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局総務局第一課長 石井芳明

事務連絡

6月16日（水）及び17日（木）開催の高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長会同において、別紙1記載のとおり協議テーマを定めるとともに、別紙2記載の所長にその意見表明をお願いすることにしましたので、地方裁判所長及び家庭裁判所長に伝達してください。

なお、管内に意見を表明する地方裁判所長又は家庭裁判所長を有する高等裁判所は、当該所長からなるべく簡潔にまとめた意見要旨（37字×26行で、A4用紙3～4枚程度をめどとする。）の提出を受けた上、これを4月23日（金）までに当職に提出してください。

また、最高裁判所においては、会同当日の討議の参考としていただくため、高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長あてに当該意見要旨を5月中旬頃を目処に送付する予定です。

おって、事務的協議については、改めて連絡します。

(別紙1)

令和3年度長官所長会同協議テーマ（論点事項）

裁判所の紛争解決機能を全体として高めていくための司法行政上の方策について

- 1 民事訴訟手続のIT化に向けた検討が進められているが、基本的な意見交換の場として認識されてきている「部」での議論を通じ、ITツールの活用にとどまらない目指すべき裁判に向けた運用改善を進め、裁判所の紛争解決機能を更に高めていくに当たって、現状にはどのような課題があるか。刑事や家裁の事件分野における現状はどうか。
- 2 「部」は、事件処理等を通じた裁判官の成長支援の場でもあるが、前記1の課題に関し、「部」における目指すべき裁判に向けた運用改善の取組が進展していないのであれば、そのことが「部」における裁判官の成長支援の妨げにもなっているのではないか。コミュニケーションの減少など新型コロナウイルス感染症の影響も懸念されるなか、成長支援という観点から「部」の機能を考えた場合、上記の点も含め課題として考えられることはないか。部の機能を補完する府としての課題はないか。
- 3 「部」での議論を、個別の事件処理にとどまらず、1のようにその前提となるような目指すべき裁判の姿についての共通認識の形成や技法の継承に向かわせ、審理・判断の説得力や社会的通用性の向上等に広げ、更に活性化していくためどのような方策を講じ、所長、高裁はどのような役割を果たしていくべきか。

「部」における成長支援、「部」を超えた府としての成長支援という視点で所長、高裁はどのような役割を果たしていくべきか。

とりわけ、これらの課題への対応において所長がその役割を十分に果たすためには、裁判官の職権行使の独立に配慮しつつ、積極的な役割の果たし方が期待される局面が多くなっているようにも思われるが、いかに考えるべきか。

(別紙2)

長官所長会同の意見表明者

(民事分野)	広島地方裁判所	永 谷 典 雄
(刑事分野)	徳島地方・家庭裁判所	齋 藤 正 人
(家裁分野)	新潟家庭裁判所	園 原 敏 彦
(成長支援)	奈良地方・家庭裁判所	森 純 子